



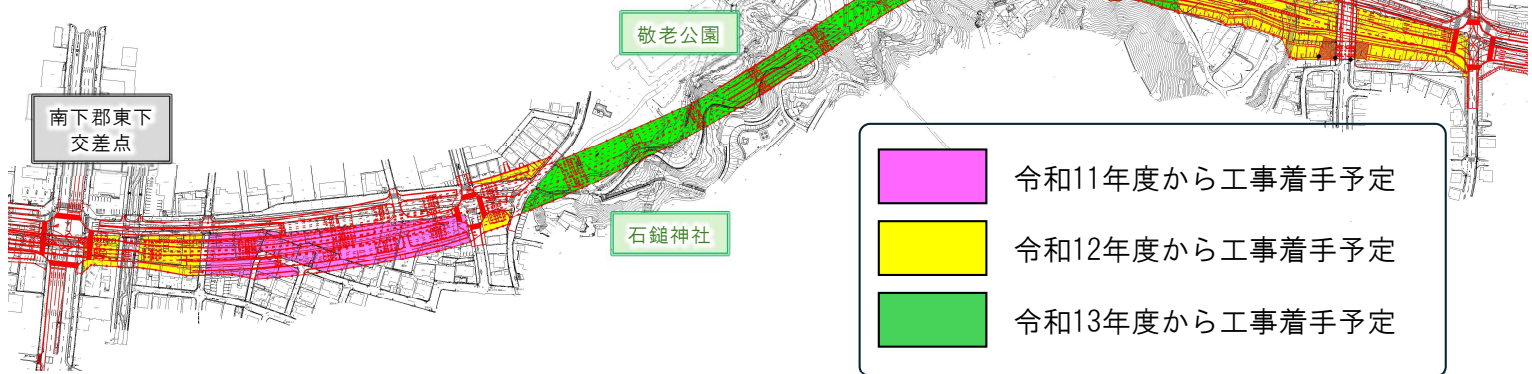
1



◆ 下郡・明野工区の今後のスケジュール

	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
用地測量						
建物調査						
用地交渉						
物件移転						
工 事						

※予算や事業の進捗等によりスケジュールが変更となる場合があります



※予算や事業の進捗等によりスケジュールが変更となる場合があります

◆ 事業認可により発生する制限と権利 ※大分土木事務所HPにも掲載

◆ 建築等の制限(都市計画法 第65条)

都市計画事業地内で、事業の施行の障害となる恐れのある行為を行おうとする場合は、事前に施行者(県)の許可が必要

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物や工作物の建築
- ・ 移動が容易でない物件の設置または堆積

◆ 土地建物等の先買い(都市計画法 67条)

都市計画事業認可の告示後、告示の日から起算して10日を経過した後に、都市計画事業地内の土地建物等を第三者に有償で譲り渡そうとする場合は、当該土地建物等、その予定の対価の額および当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方を書面で、施行者(県)に届出を提出する必要がある。

施行者は、届出後30日以内にその土地建物等を買収することができ、届出期間内に施行者が買収しない場合に限り、届出者は第三者に有償譲渡が可能

◆ 土地の買取請求(都市計画法 68条)

都市計画事業地内の土地の所有者は、施行者(県)に対し当該土地を時価で買収するよう請求できる。

ただし、当該土地が他人の権利となっていないこと、当該土地に建築物その他工作物がないものなどに限る。

◆ 都市計画事業のための土地等の収用又は使用(都市計画法 70条)

土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生